

様式第 8 法第49条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

津波により甚大な被害を受けた東部の農業地域を単に震災前の状況に復旧させるのではなく、収益性が高く、農業者の方々が将来に夢を持つことができ、多様な担い手が集まる農業を実現しつつ、安全安心な「新しい食」のあり方を提案していく「農と食のフロンティア」として復興していく。

○被災農地の復旧

津波被害を受けた農地については、用排水路や排水機場の復旧、農地の除塩対策を進め、平成 26 年度に全域での作付け実施を実現する。

○ほ場整備事業の実施

直轄災害復旧関連区画整理事業による大区画ほ場整備を実施し、農地の利用集積の推進と合わせ、市場競争力のある農業を実現する。

○6次産業化の促進

高付加価値な農産物の生産に加え、農業者自身による食品加工、流通、販売への参入を支援するなど、農業の高付加価値化や高度化を促進する。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

○災害復旧事業

津波被災エリア約 1,800ha において、直轄災害復旧事業による、除塩事業、農地復旧・施設復旧事業を実施する。

○ほ場整備事業

津波被災エリアに、一体として整備すべき農地を加えた約 2,000ha において、直轄災害復旧関連区画整理事業による大区画ほ場整備を実施し、平成 28 年度の完成を目指す。

○農業者支援施策

大規模土地利用型農業や土地集約型農業等、多様な担い手の育成と多様な農産物の生産体制の構築を支援する。また、需要に合致した生産設備や農業生産技術の調達と更新を支援し、生産基盤の強化に取り組む。具体的には、「被災地域農業復興総合支援事業」により、トラクターやコンバイン等の大型農業機械や育苗施設等の施設について、市が集落営農組織等への貸し付けを行う。また、生産設備に対する支援等、市独自の復旧復興事業を実施する。加えて、「経営再開マスタープラン」の作成及び農地中間管理事業などにより、農地の集積を推進し、マスタープランに位置づけられた農業者等を支援することで、農業の復興とその発展を図る。

○農と食のフロンティアの構築

東部地域を、農業が成長力のある産業に生まれ変わる拠点と位置づけ、農業の担い手が将来に夢を持って安全・安心な「新しい食」のあり方を提案していく「農と食のフロンティア」を構築する。その中でマーケティングの視点の強化と合わせて農業者自身による食品加工・流通・販売への参入を支援するなどにより、6次産業化による農業の高付加価値化や高度化を促進する。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）
<ul style="list-style-type: none">○津波被災地域において国及び宮城県が進めるほ場の大規模化に向けた農地や農業用施設再整備について、連携を図りながら推進する。○震災により被害を受けた生産施設の復旧や設備の導入に対する助成、災害融資への利子補給、農地の利用集積に向けた支援などを行う。○農林漁業者と商工業者の有機的な連携や、それぞれの持つ資源や技術、ネットワーク等の有効活用による高付加価値商品・サービスの開発を支援することにより、事業の多角的・継続的展開を推進し、農業を軸とした地域産業の振興を図る。○東部地域において、農業の6次産業化や市場競争力のある作物への転換を図るなど、収益性の高い農業経営を実現し、「農と食のフロンティア」として農業の復興を進める。
② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）
<ul style="list-style-type: none">○計画区域内の津波被害を受けた農地1,800haは、農地として復旧・復興することを基本とする。○被災住宅地等の集団移転先は、都市計画上の土地利用計画との整合を図り、農業振興地域の縁辺部又は既存集落の周辺部等に配置し、ほ場整備等による営農の効率化や土地利用の整序化などを最大限に推進する。○七北田川から南側の移転後の跡地については、農と食のフロンティアゾーンや海辺の交流再生ゾーンの一部として、新たな土地利用を検討しながら、農地とともに一体的に整備・再編を行う。
③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況
別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
A-2	田子西隣接地区	集団移転促進事業	住宅地	9.7ha	9.7ha	9.7ha	9.7ha	仙台市	H24～H28	500人（176戸）	市街化調整区域	○移転元Ⅰ～Ⅶ（約153.4ha）市街化調整区域、市街化区域 ○移転促進区域内の住民数等：4,317人（1,519戸） ○移転予定者の内訳 ・防集事業での移転予定者数 (1)農地への移転予定者数：1,069人（376戸） (2)農地以外への移転予定者数：1,617人（569戸） ・単独での移転予定者数：1,631人（574戸） ○移転跡地は、農と食のフロンティアゾーンや海辺の交流再生ゾーンの一部として、新たな土地利用を検討
B-1	南福室地区	集団移転促進事業	住宅地	2.1ha	2.1ha	2.1ha	2.1ha	仙台市	H24～H28	97人（34戸）	市街化調整区域	
B-2	上岡田地区	集団移転促進事業	住宅地	4.4ha	4.4ha	4.4ha	—	仙台市	H24～H28	196人（69戸）	市街化調整区域	
C	七郷地区	集団移転促進事業	住宅地	2.5ha	2.5ha	2.5ha	2.5ha	仙台市	H24～H28	97人（34戸）	市街化調整区域	
D	六郷地区	集団移転促進事業	住宅地	3.5ha	3.5ha	3.5ha	3.5ha	仙台市	H24～H28	142人（50戸）	市街化調整区域	
E	石場地区	集団移転促進事業	住宅地	0.9ha	0.9ha	0.9ha	—	仙台市	H24～H28	37人（13戸）	市街化調整区域	
I	久保野地区	その他施設の整備に関する事業	住宅地	0.9ha	0.8ha	0.8ha	—	(株)オオバ	H25～H27	73人（19戸）	市街化調整区域	○移転跡地は、移転者や現地再建者とともに、活用方法を検討
J	荒浜地区	その他施設の整備に関する事業	事業施設用地	4.3ha	4.3ha	4.3ha	—	(株)齊喜ビル	H25～H26	—	市街化調整区域	—
K	荒浜地区その2	その他施設の整備に関する事業	事業施設用地	4.2ha	1.7ha	1.7ha	—	合同会社 仙台荒浜発電所	H27	—	市街化調整区域	—
計				32.5ha	29.9ha	29.9ha	17.8ha			1,123人（395戸）		

※「うち農用地区域面積」については、農地法第5条第1項の規定による許可を受けた時点の内容を記載。

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
 (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移

転促進事業等の事業名を記載する。

- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

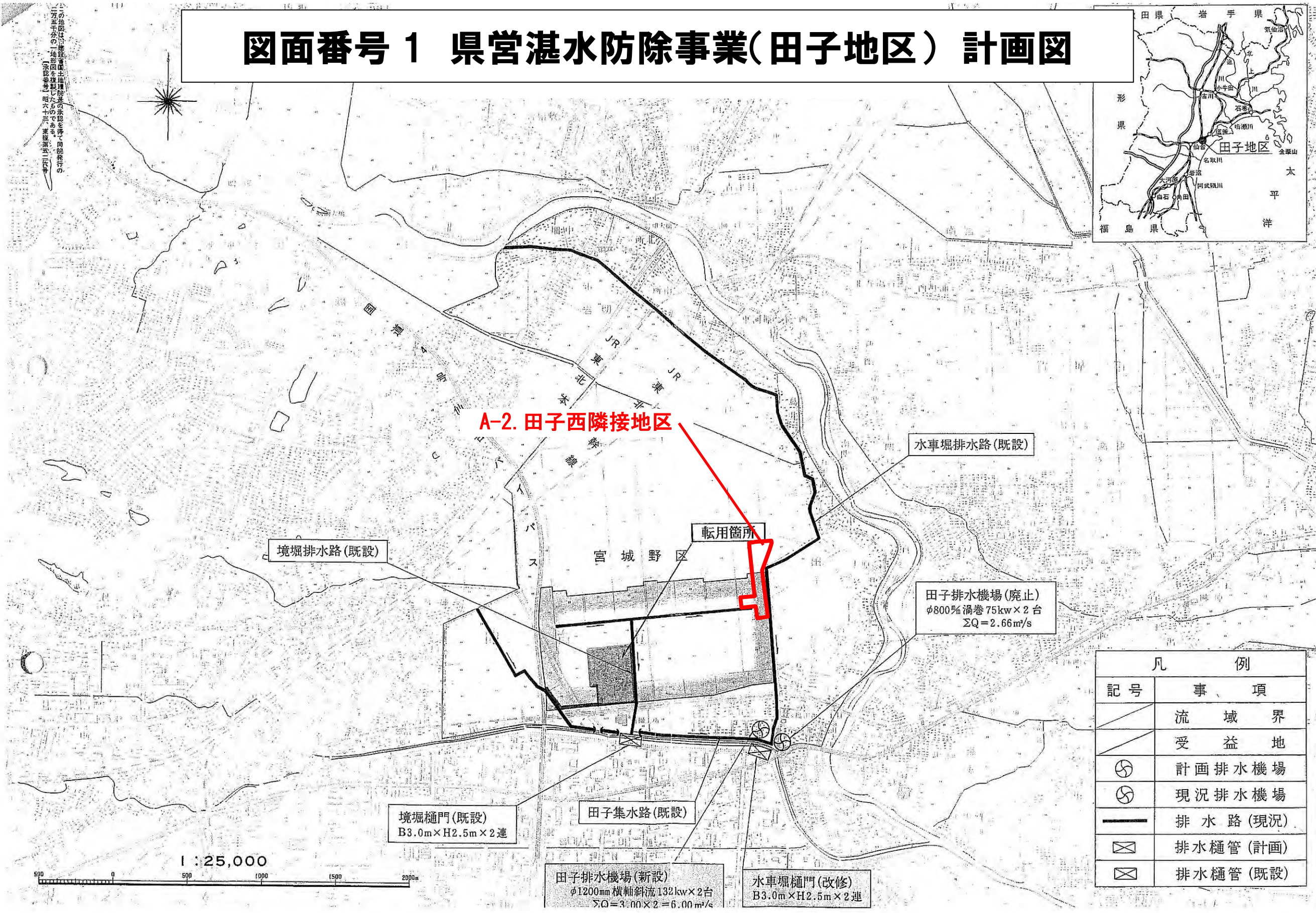
2 調整措置概要

地区名： A-2 田子西隣接 地区

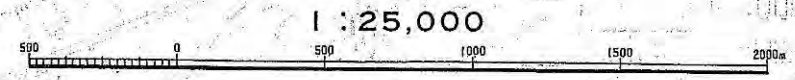
(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	県営湛水 防除事業	田子地区	宮城県	122.4ha	S63～ H4	5.0ha	完了	補助	<p>移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに、移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。</p> <p>当該地区を事業区域受益地から除外することについては、岩切土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。</p> <p>地権者には5月31日及び8月8日に説明会を開催し、その後、個別に意向確認を行い、事業協力について了解を得ている。</p>
2	団体営か んがい排 水事業	薄ヶ沢地区	仙台市	469.0ha	S49～ S58	9.7ha	完了	補助	<p>移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに、移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。</p> <p>当該地区を事業区域受益地から除外することについては、岩切土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。</p> <p>地権者には5月31日及び8月8日に説明会を開催し、その後、個別に意向確認を行い、事業協力について了解を得ている。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等については、実施設計時に仙台市岩切土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
平成27年10月2日に、農用地利用計画を変更済み 平成30年5月15日に、市街化区域編入済み 市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。									

図面番号 1 県営湛水防除事業(田子地区) 計画図

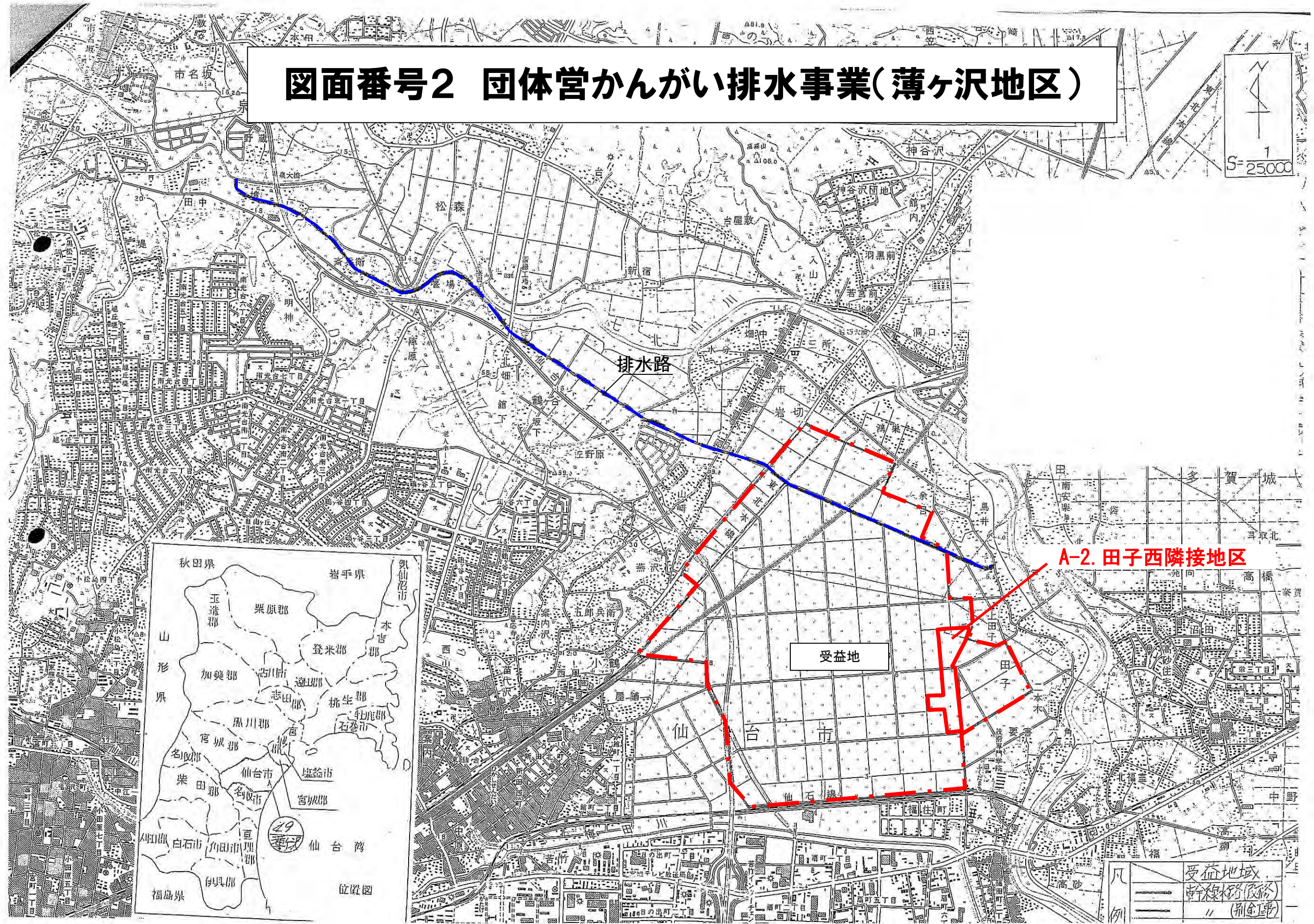


凡 例	
記号	事 項
	流 域 界
	受 益 地
	計 画 排 水 機 場
	現 況 排 水 機 場
	排 水 路 (現 況)
	排 水 樋 管 (計 画)
	排 水 樋 管 (既 設)



図面番号2 団体営かんがい排水事業(薄ヶ沢地区)

1
S=25000



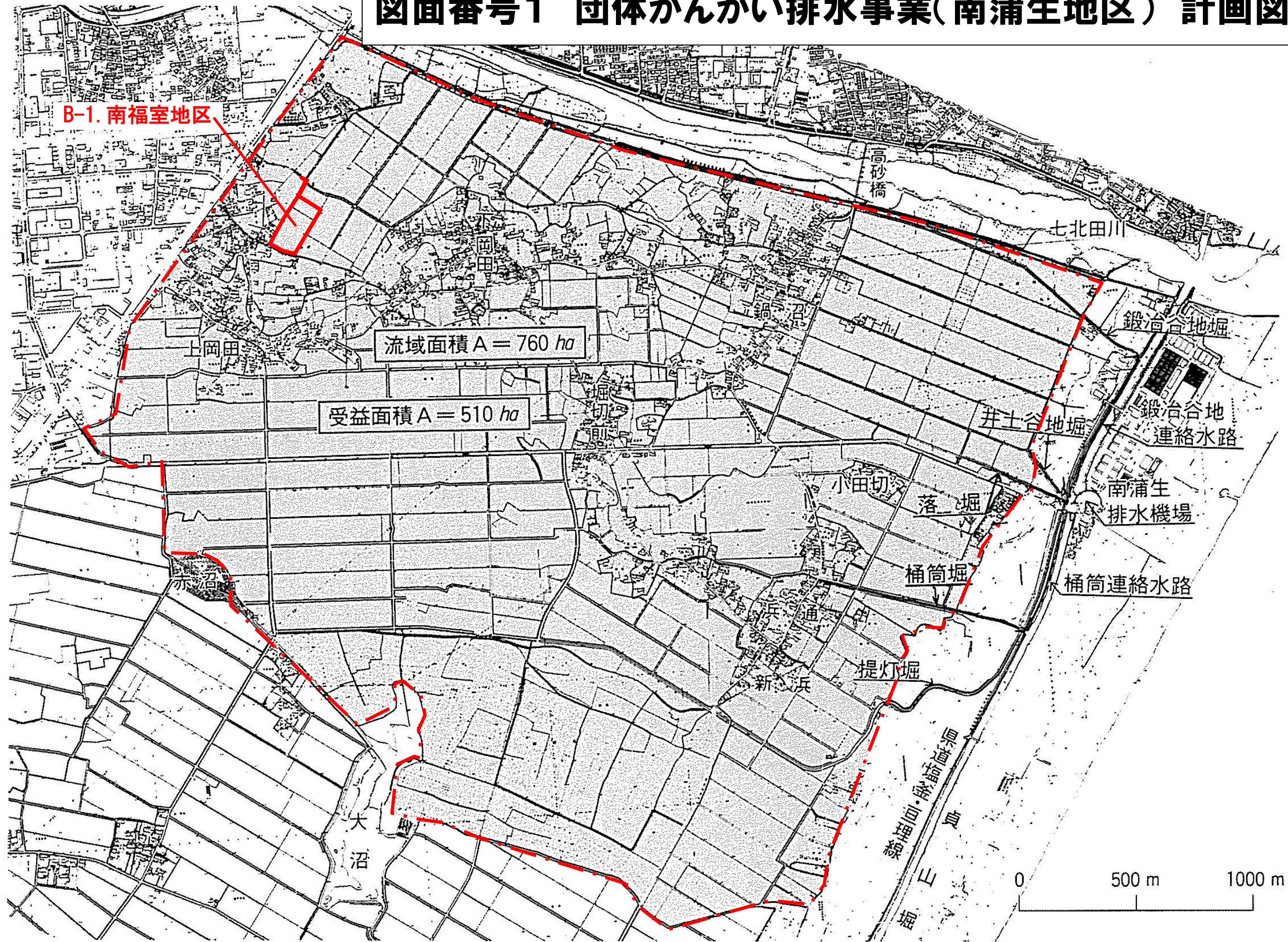
A-2. 田子西隣接地区



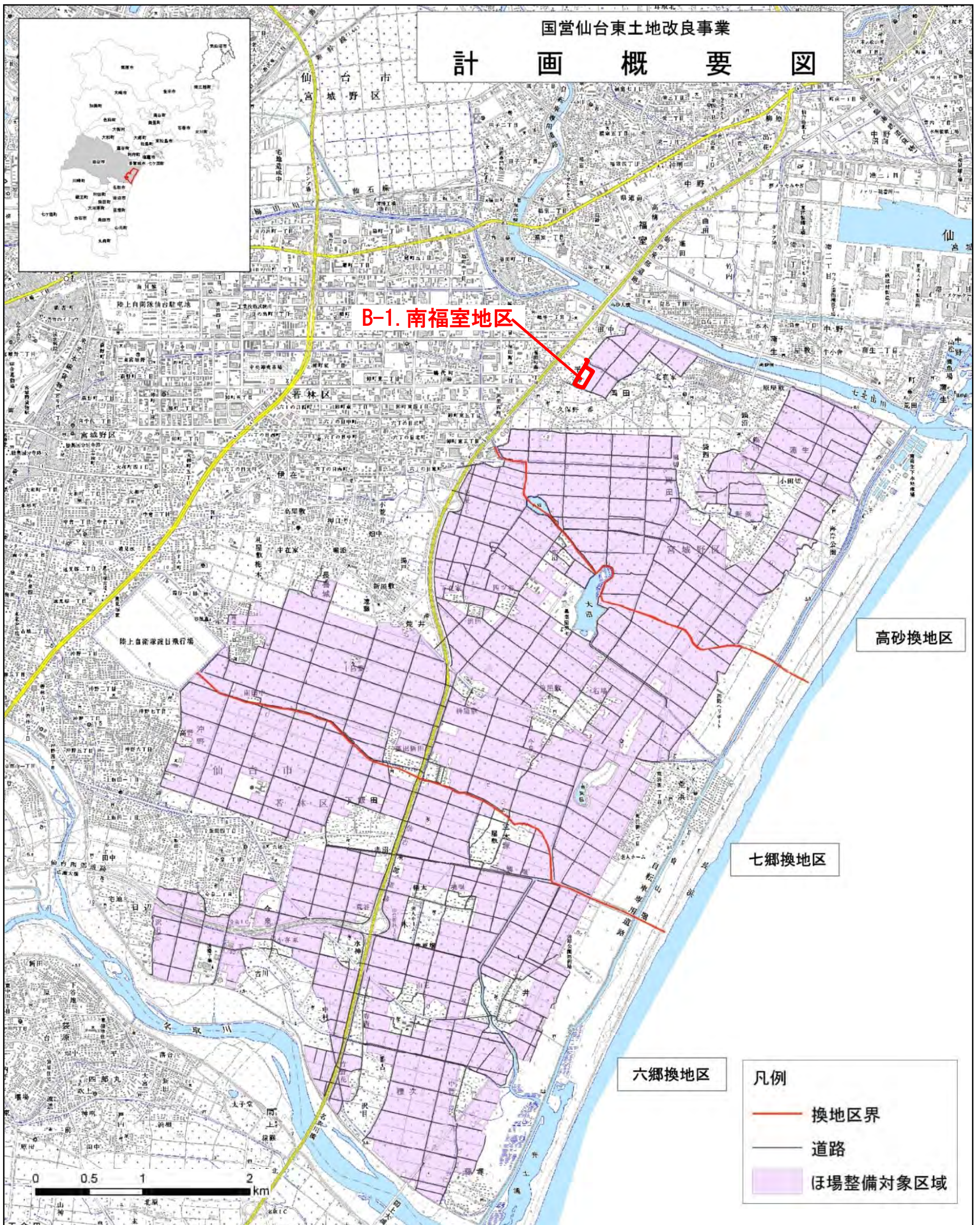
—	受益地域
—	幹線水路(仮称)
—	〃 (別途工事)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	団体営かんがい排水事業	南蒲生地区	仙台市	510ha	S51～ S61	2.1ha	完了	補助	<p>移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに、移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。</p> <p>当該地区を事業区域受益地から除外することについては、仙台東土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。</p> <p>地権者には8月9日に説明会を開催し、その後、個別に意向確認を行い、事業協力について了解を得ている。</p>
2	直轄特定災害復旧事業	仙台東地区	国	1,982ha	H23～	—	事業中	直轄	<p>移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに、移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。</p> <p>当該事業と復興整備事業の調整については、仙台東地区ほ場整備事業推進協議会と連携し、営農への影響の無いよう、当該事業区域から除外して計画する方向で調整済み。</p> <p>地権者には8月9日に説明会を開催し、その後、個別に意向確認を行い、事業協力について了解を得ている。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等については、実施設計時に仙台東土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
平成27年10月2日に、農用地利用計画を変更済み									

図面番号1 団体かんがい排水事業(南蒲生地区) 計画図



図面番号2 直轄特定災害復旧事業(仙台東)地区計画



① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	県営圃場 整備事業	七郷第三 地区	宮城県	374ha	S55～ H3	4.4ha 用水路840m 排水路715m	完了	補助	<p>移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに、移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。</p> <p>当該地区を事業区域受益地から除外することについては、仙台東土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。</p> <p>地権者には6月1日及び8月7日に説明会を開催し、その後、個別に意向確認を行い、事業協力について了解を得ている。</p>
2	団体営か んがい排 水事業	南蒲生地区	仙台市	510ha	S51～ S61	4.4ha	完了	補助	<p>移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに、移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。</p> <p>仙台東土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。</p> <p>地権者には6月1日及び8月7日に説明会を開催し、その後、個別に意向確認を行い、事業協力について了解を得ている。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等については、実施設計時に仙台東土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
無し									

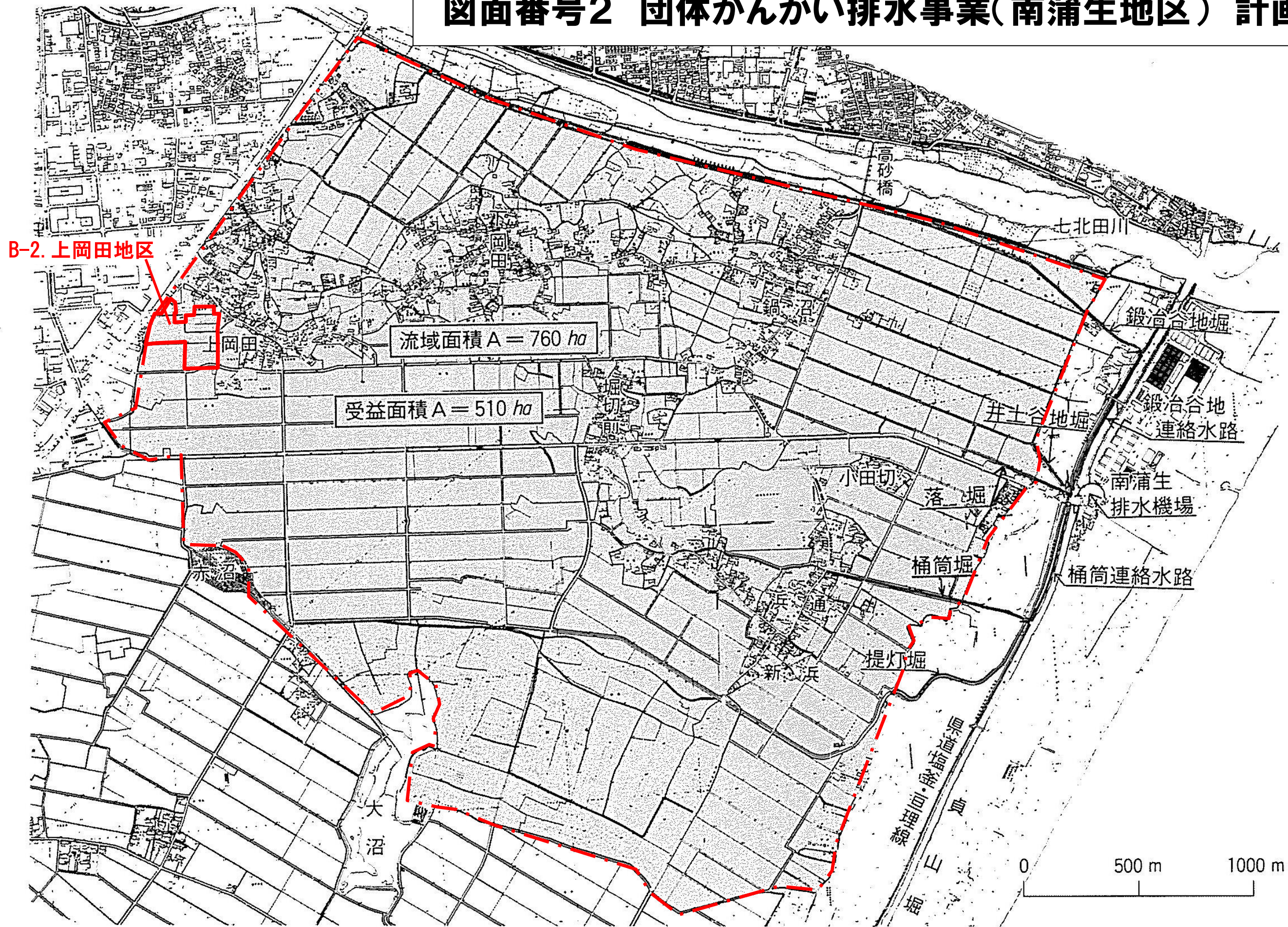
図面番号1 県営圃場整備事業(七郷・七郷第二・七郷第三地区)計画図



地区	農用地		計
	田	畑	
七郷	467	26	493
七郷第2	410	17	427
七郷第3	350	24	374

凡 例	
	用水路
	排水路
	幹線道路
	地区界

図面番号2 団体かんがい排水事業(南蒲生地区) 計画図



① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	県営圃場 整備事業	七郷第二地 区	宮城県	427.0ha	S48～ S60	2.5ha 用水路140m 排水路550m	完了	補助	<p>移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに、移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。</p> <p>当該地区を事業区域受益地から除外することについては、仙台東土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。</p> <p>地権者には8月6日に説明会を開催し、その後、個別に意向確認を行い、事業協力について了解を得ている。</p>
2	直轄特定 災害復旧 事業	仙台東地区	国	1,982ha	H23～	—	事業中	直轄	<p>移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに、移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。</p> <p>当該事業と復興整備事業の調整については、仙台東地区ほ場整備事業推進協議会と連携し、営農への影響の無いよう、当該事業区域から除外して計画する方向で調整済み。</p> <p>地権者には8月6日に説明会を開催し、その後、個別に意向確認を行い、事業協力について了解を得ている。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等については、実施設計時に仙台東土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
平成27年10月2日に、農用地利用計画を変更済み									

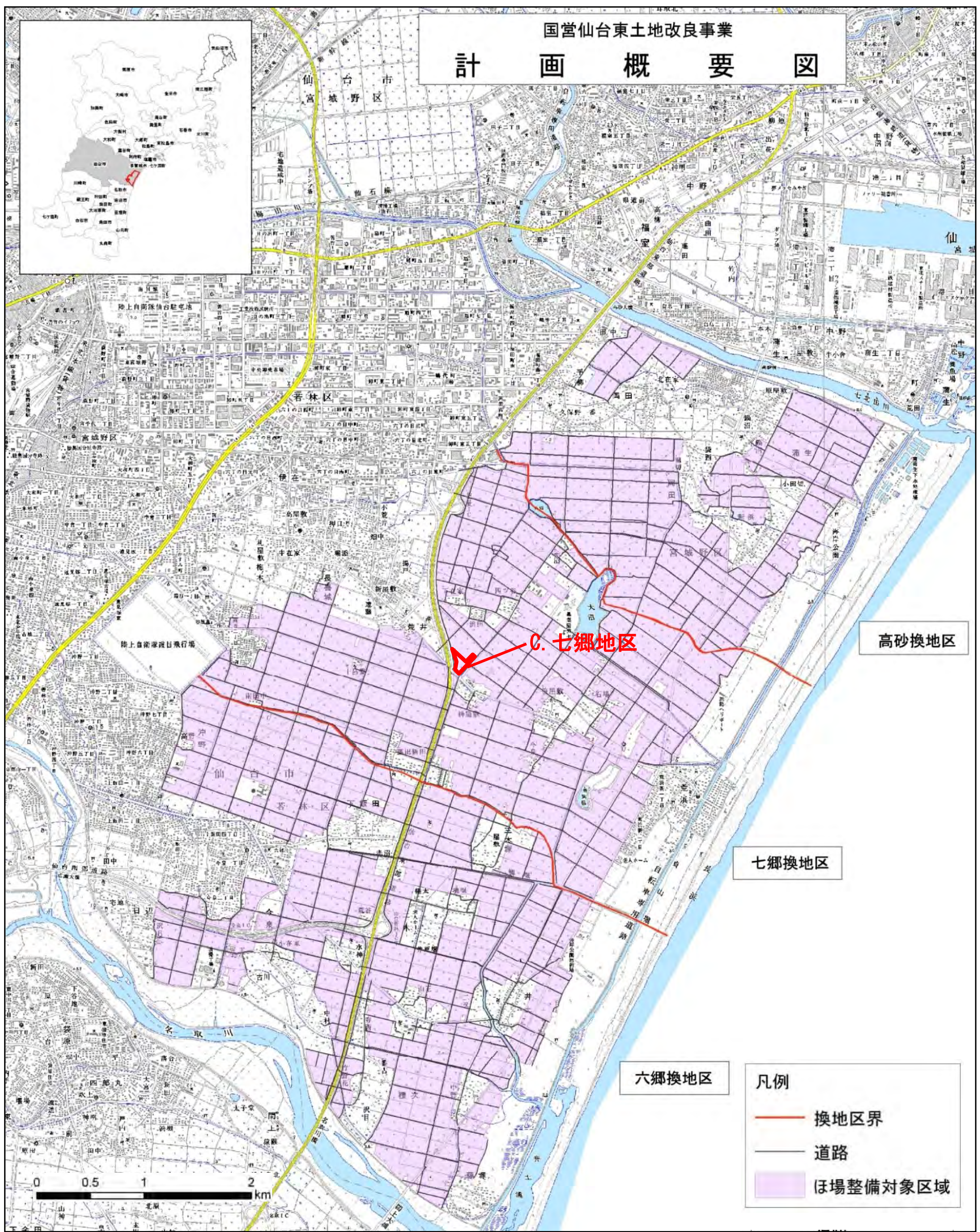
図面番号1 県営圃場整備事業(七郷・七郷第二・七郷第三地区)計画図



地区	農用地		計
	田	畑	
七郷	467	26	493
七郷第2	410	17	427
七郷第3	350	24	374

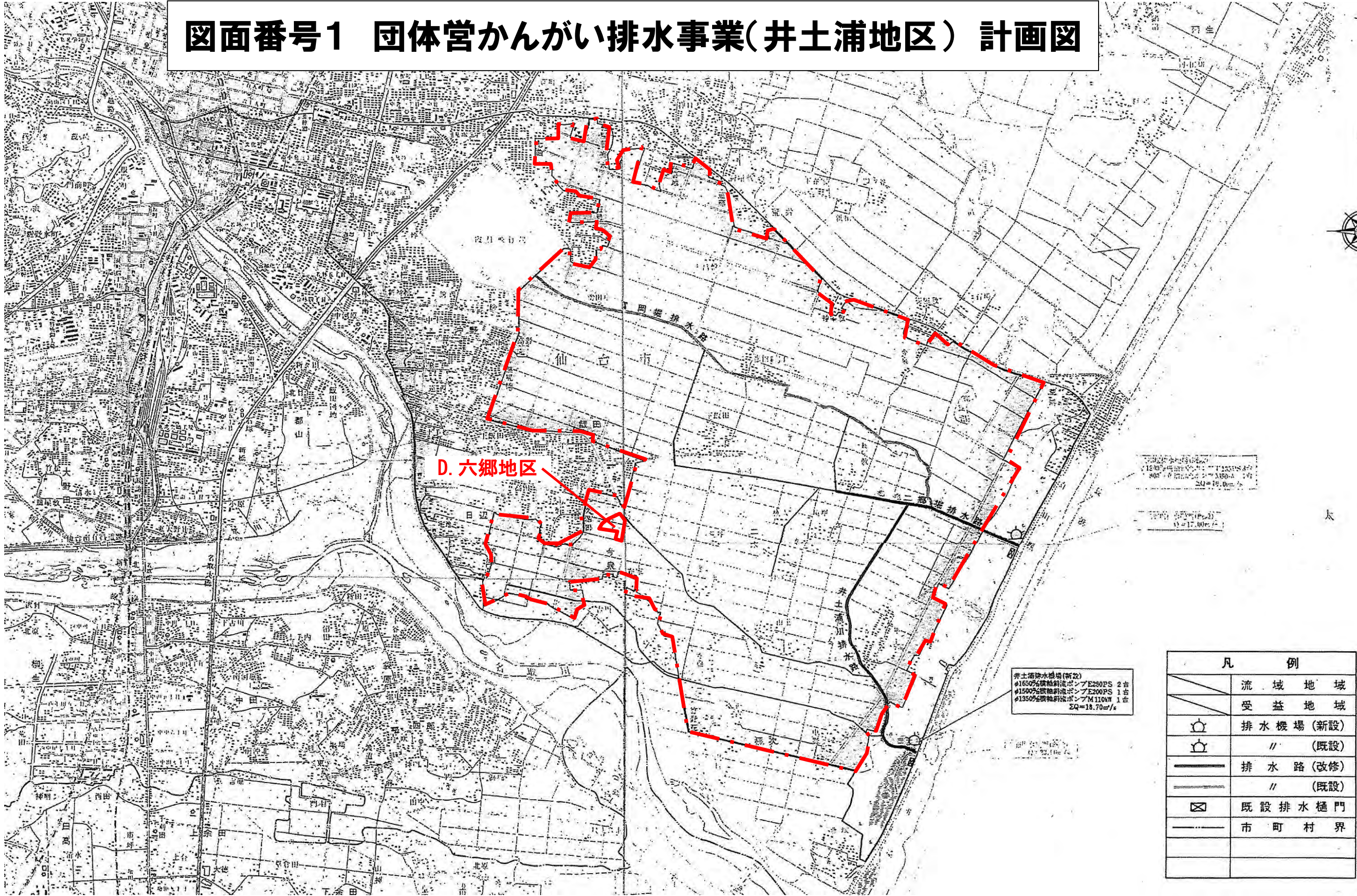
凡 例	
	用水路
	排水路
	幹線道路
	地区界

図面番号2 直轄特定災害復旧事業(仙台東)地区計画



① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	県営かん がい排水 事業	井土浦地区	宮城県	873ha	S61～ H10	3.5ha	完了	補助	<p>移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに、移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。</p> <p>当該地区を事業区域受益地から除外することについては、仙台東土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。</p> <p>地権者には8月10日に説明会を開催し、その後、個別に意向確認を行い、事業協力について了解を得ている。</p>
2	直轄特定 災害復旧 事業	仙台東地区	国	1,982ha	H23～	—	事業中	直轄	<p>移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに、移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。</p> <p>当該事業と復興整備事業の調整については、仙台東地区ほ場整備事業推進協議会と連携し、営農への影響の無いよう、当該事業区域から除外して計画する方向で調整済み。</p> <p>地権者には8月10日に説明会を開催し、その後、個別に意向確認を行い、事業協力について了解を得ている。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等については、実施設計時に仙台東土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
平成27年10月2日に、農用地利用計画を変更済み									

図面番号1 団体営かんがい排水事業(井土浦地区) 計画図

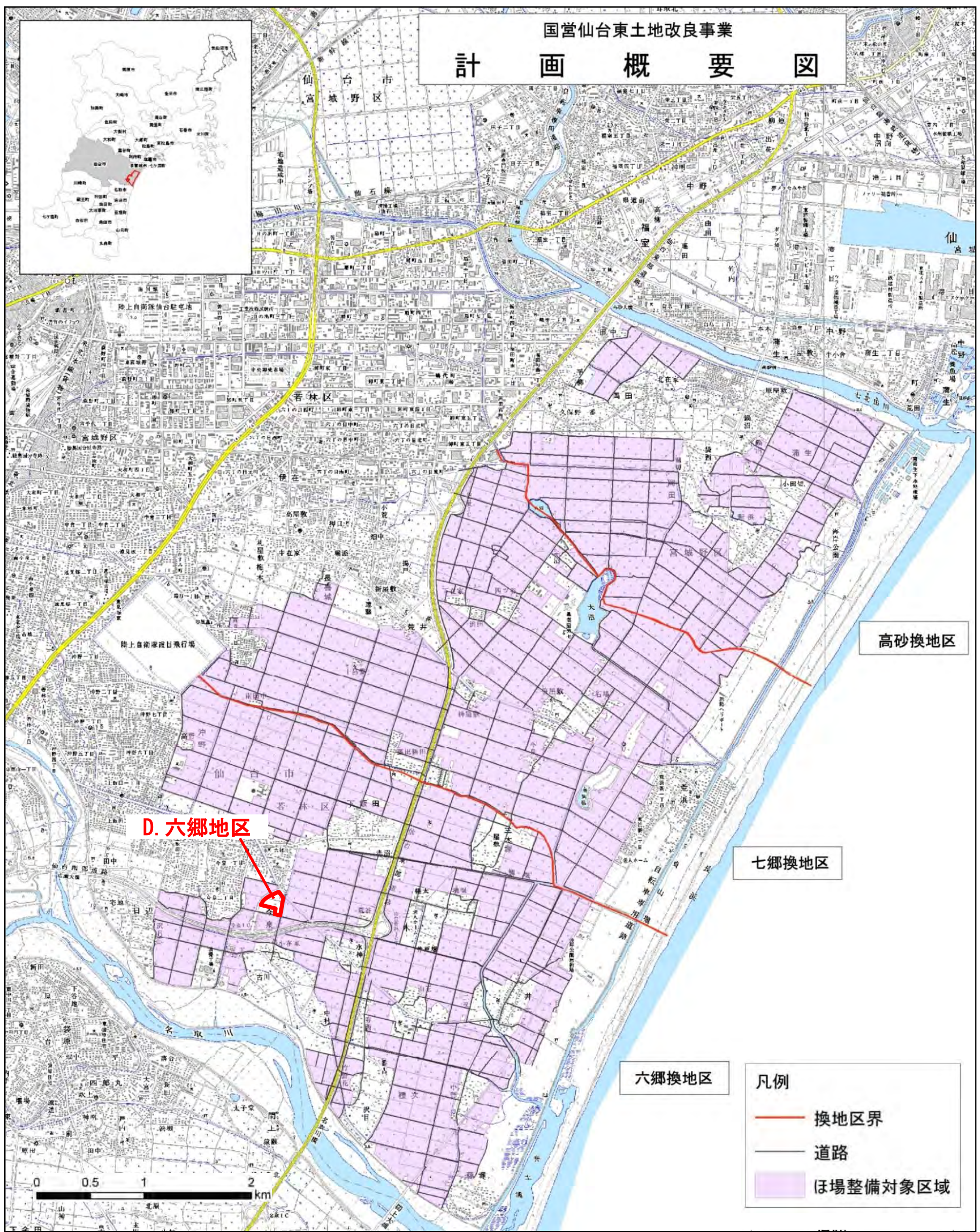


D. 六郷地区

井土浦排水機場(新設)
 #1650φ横軸斜流ポンプE250PS 2台
 #1500φ横軸斜流ポンプE200PS 1台
 #1350φ横軸斜流ポンプM110kW 1台
 ZQ=18.70m/s

凡 例	
	流域地域
	受益地域
	排水機場(新設)
	〃(既設)
	排水路(改修)
	〃(既設)
	既設排水樋門
	市町村界

図面番号2 直轄特定災害復旧事業(仙台東)地区計画



① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	県営圃場 整備事業	七郷地区	宮城県	493ha	S46～ S58	0.9ha 用水路250m 排水路 10m	完了	補助	移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに、移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。 当該地区を事業区域受益地から除外することについては、仙台東土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。 地権者には個別に意向確認を行い、事業協力について了解を得ている。
2	団体営か んがい排 水事業	二郷掘地区	仙台市	562ha	S41～ S48	0.9ha	完了	補助	移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに、移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。 当該地区を事業区域受益地から除外することについては、仙台東土地改良区と覚書を今後締結し、必要となる協議事項について双方協力して解決する方向で調整済み。 地権者には個別に意向確認を行い、事業協力について了解を得ている。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等については、実施設計時に仙台東土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
無し									

位置図



図面番号1 県営圃場整備事業(七郷・七郷第二・七郷第三地区)計画図



地区	農用地		計
	田	畑	
七郷	467	26	493
七郷第2	410	17	427
七郷第3	350	24	374

凡 例	
	用水路
	排水路
	幹線道路
	地区界

図面番号2 団体営かんがい排水事業(二郷堀地区) 計画図

計画概要図



凡例

	二郷堀流域
	大堀流域
	〔 機械排水 〕
	〔 自然排水 〕
	藤塚南部流域
	日辺流域
	今泉流域
	大学堀流域
	藤田流域
	計画排水路
	別途計画排水路
	排水路
	用水路
	排水機
	排水樋管
	両改良区の境界

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	団体営かんがい排水事業	南蒲生地区	仙台市	510ha	S51～ S61	0.8ha	完了	補助	<p>移転対象者の意思を可能な限り尊重するとともに、移転元との位置関係を考慮し、当該移転先地を選定した。</p> <p>当該地区を事業区域受益地から除外することについては、仙台東土地改良区と調整済みであり、また、雨水排水の処理については、事業者負担により適切に処理することで了解を得ている。</p> <p>地権者には、平成24年度より、複数回協議を行っており、事業協力について了解を得ている。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等については、実施設計時に仙台東土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
無し									

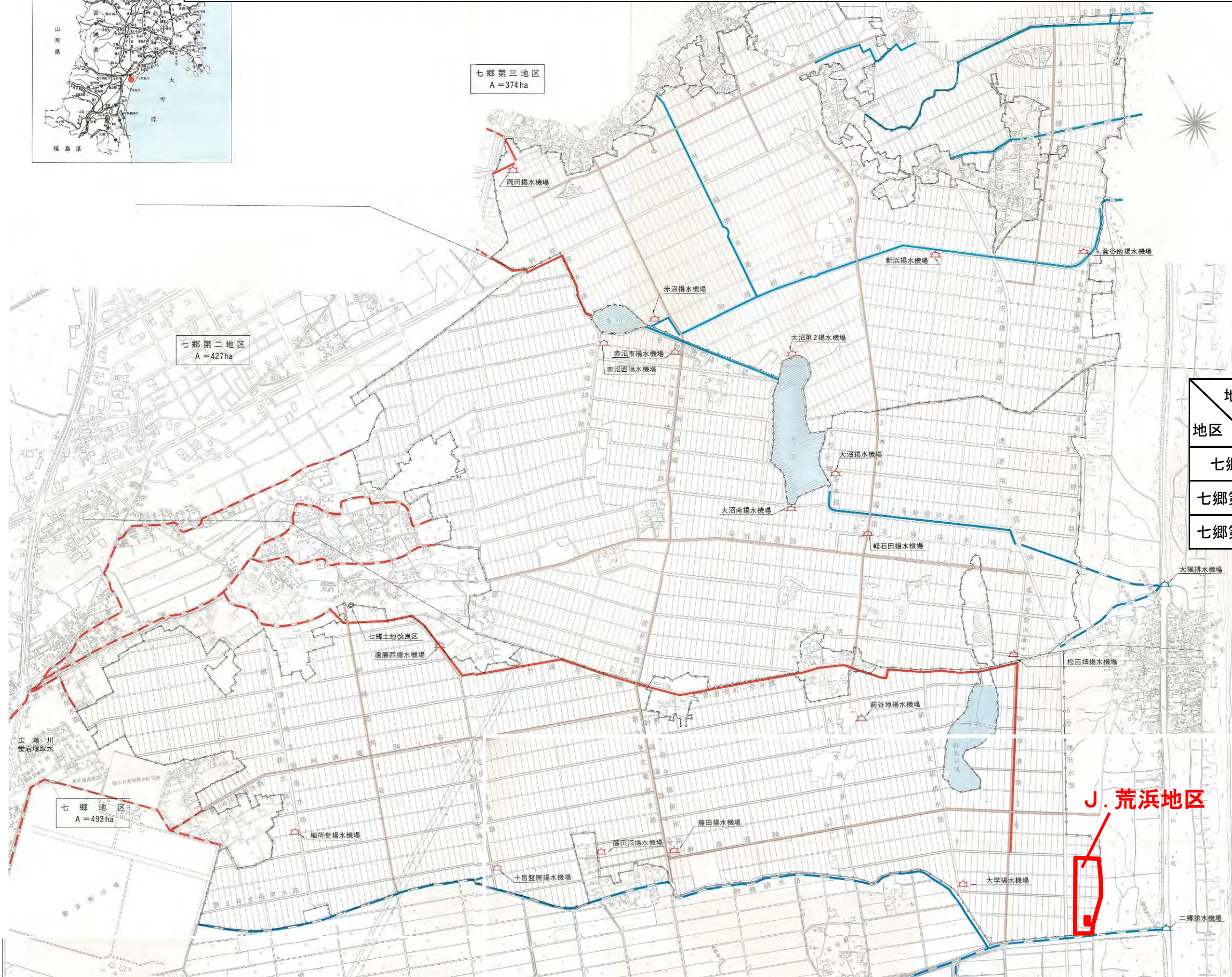
図面番号1 団体かんがい排水事業(南蒲生地区) 計画図



① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	県営圃場 整備事業	七郷地区	宮城県	493ha	S46～ S58	4.3ha 用水路125m 排水路530m	完了	補助	<p>当該施行区域は、かさ上げする県道塩釜亘理線と海岸公園の間に位置し、ほ場整備事業の対象外となっていることから、農地としての復興が困難であるため、被災した農地所有者や事業者の意向を尊重し、一定程度のまとまった区域を、当該施行区域として選定した。</p> <p>当該地区を事業区域受益地から除外することについては、仙台東土地改良区及び宮城県仙台地方振興事務所と調整済みであり、雨水排水の処理や、既存土地改良施設の移設等については、事業者負担により適切に処理することで仙台東土地改良区の了解を得ている。</p> <p>地権者には、平成24年度より、複数回協議を行っており、事業協力について了解を得ている。</p>
2	団体営か んがい排 水事業	二郷掘地区	仙台市	562ha	S41～ S48	4.3ha	完了	補助	<p>当該施行区域は、かさ上げする県道塩釜亘理線と海岸公園の間に位置し、ほ場整備事業の対象外となっていることから、農地としての復興が困難であるため、被災した農地所有者や事業者の意向を尊重し、一定程度のまとまった区域を、当該施行区域として選定した。</p> <p>当該地区を事業区域受益地から除外することについては、仙台東土地改良区と調整済みであり、雨水排水の処理や、既存土地改良施設の移設等については、事業者負担により適切に処理することで了解を得ている。</p> <p>地権者には、平成24年度より、複数回協議を行っており、事業協力について了解を得ている。</p>
3	県営かん がい排水 事業	井土浦地区	宮城県	873ha	S61～ H10	4.3ha	完了	補助	<p>当該施行区域は、かさ上げする県道塩釜亘理線と海岸公園の間に位置し、ほ場整備事業の対象外となっていることから、農地としての復興が困難であるため、被災した農地所有者や事業者の意向を尊重し、一定程度のまとまった区域を、当該施行区域として選定した。</p> <p>当該地区を事業区域受益地から除外することについては、仙台東土地改良区及び宮城県仙台地方振興事務所と調整済みであり、雨水排水の処理や、既存土地改良施設の移設等については、事業者負担により適切に処理することで了解を得ている。</p> <p>地権者には、平成24年度より、複数回協議を行っており、事業協力について了解を得ている。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等については、実施設計時に仙台東土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
無し									



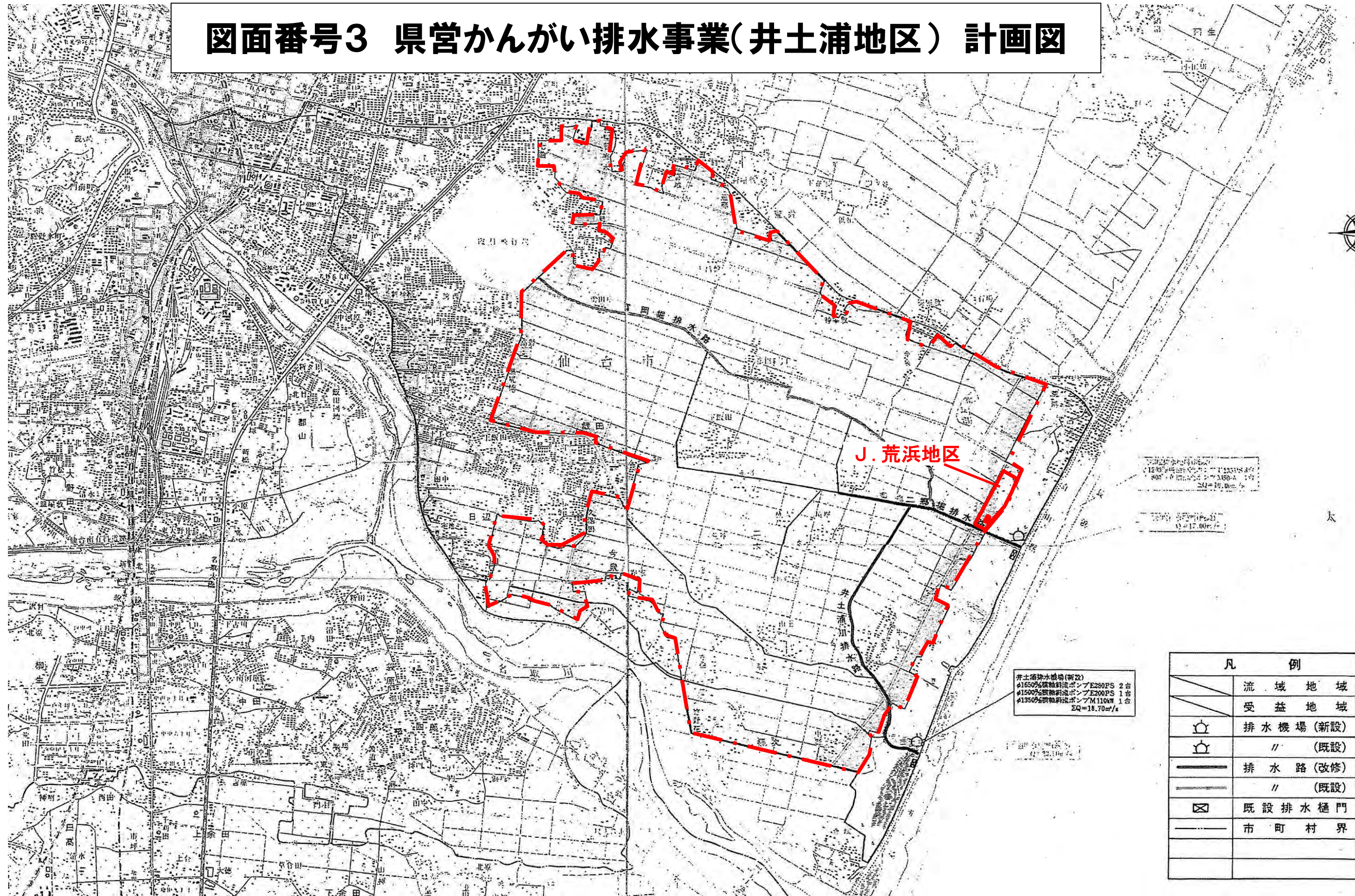
図面番号1 県営圃場整備事業(七郷・七郷第二・七郷第三地区)計画図



地区	農用地		計
	田	畑	
七郷	467	26	493
七郷第2	410	17	427
七郷第3	350	24	374

凡 例	
	用水路
	排水路
	幹線道路
	地区界

図面番号3 県営かんがい排水事業(井土浦地区) 計画図



1:2000
 12.30m x 10.00m
 800 x 800 x 1000 x 1000
 200 x 200 x 1000 x 1000
 200 x 200 x 1000 x 1000

井土浦排水機場(新設)
 #1500φ横軸斜流ポンプE280PS 2台
 #1500φ横軸斜流ポンプE200PS 1台
 #1350φ横軸斜流ポンプM110AW 1台
 EQ=18.70m²/s

凡 例	
	流域地域
	受益地域
	排水機場(新設)
	// (既設)
	排水路(改修)
	// (既設)
	既設排水樋門
	市町村界

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	団体営か んがい排 水事業	二郷掘地区	仙台市	562ha	S41～ S48	1.7ha	完了	補助	<p>当該施行区域は、かさ上げる県道塩釜亘理線と海岸公園の間に位置し、ほ場整備事業の対象外となっていることから、農地としての復興が困難であるため、被災した農地所有者や事業者の意向を尊重し、一定程度のまとまった区域を、当該施行区域として選定した。</p> <p>当該地区を事業区域受益地から除外することについては、仙台東土地改良区と調整済みであり、雨水排水の処理等については、事業者負担により適切に処理することとしている。</p> <p>対象となる地権者からは、事業協力について了解を得ている。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
現存する農業用排水路等の廃止や付け替え等が必要となった場合には、管理する仙台東土地改良区と協議を行い、営農に支障が無いように対策を講ずる。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
無し									

図面番号1 団体営かんがい排水事業(二郷堀地区) 計画図

計画概要図



K. 荒浜地区 その2

凡例

	二郷堀流域
	大堀流域
	〔機械排水〕
	〔自然排水〕
	藤塚南部流域
	日辺流域
	今泉流域
	大学堀流域
	藤田流域
	計画排水路
	別途計画排水路
	排水路
	用水路
	排水機
	排水樋管
	両改良区の境界